小平市地域自立支援協議会　地域部会報告書

日時：令和2年10月26日（月）16時30分～18時30分

場所：健康福祉事務センター2階　第3・4会議室

出席者：17名

資料：『東村山市障害者自立支援協議会地域生活支援拠点に関するワーキンググループ報告書』

　　　『小平市障害地域生活支援拠点事業の実施にかかる説明について』

　　　『地域生活支援拠点に係る報酬について』

　　　『地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～』

　　　『緊急時対応の4段階　（小障連より）』

　　　『東大和市地域生活支援拠点「うぃずねっとあい」』

参加者

情報提供　 社会福祉法人 未来、社会福祉法人 六三四

(東村山市障害者支援課課長補佐)

出席部会委員　 5人（欠席1人）

障がい者支援課　係長２名、課長補佐

傍聴　 ５人

東村山市障害支援課　　課長、課長補佐

**１　東村山市、地域生活支援拠点に登録をしている（社会福祉法人 未来、社会福祉法人**

**六三四）より報告**

（１）社会福祉法人 未来

東村山市の拠点に社会福祉法人 六三四に声がかかり、社会福祉法人 未来にも声かけてもらい、法人として協定を結んだ。

地域生活支援拠点事業所の緊急時対応事業所として登録し、緊急対応をした際の費用は、国・都・市となる。

それでもデメリットはない。

・法人側としては、協力しないと行政から取り残されるスタンスを実感。

・対象となる利用者を圏域で考えていく。東村山市では、圏域での取り組みを実施。小平市内の事業所も交えて考えている。

部会に参加してみて、人材の確保や、顔の見える関係性を作り、互いの法人との関係性を強

化している。東村山と連携をとるメリットがあった。

（２）社会福祉法人 六三四

東村山市では、面的整備型。そのとおりに実施。小平市民だけでなく行政に主導してもらい、近隣を含め考えていることに共感。

・近隣市にまたがって利用している人もいる。行政に先導してもらい、あとから進んだところを肉付けしていけばいい。と思う。

見学に行った八王子では、「精神患者が多い土地」アウトリーチに拠点を合わせていた。

市によって課題や問題が異なる。どう横の結び付けを考えていくのか。お金も大事だが、顔の見える関係性をまず作る。東村山では福祉だけでなく、医療が入っている。共通の課題として面的整備の支え方が入っているのことも特徴。

**２　東村山市障害者支援課課長補佐より**

（１）相談について

「市・指定相談・基幹相談・一般相談」で役割分担をしている

・指定相談　区分のある人の対応を行う。　２万円　※地域体制強化加算2000単位/月　＊１

対応が困難と思った場合、基幹相談支援センターにスーパーバイズを実施してもらう

・一般相談　区分のない人の相談　事前にアセスメントをする。

Dr医療機関の受診状況を確認。つながっていない人では、地域生活支援拠点の登録をしている医療機関への受診を検討し、受診が必要な場合には通院して、病状確認してもらうこともある。

特例介護給付＊２　　１０割の対象になる。

・基幹相談（基幹相談支援事業所るーと）　必ず全ての窓口になる。

Q基幹相談支援センターるーとは２４時間対応

＊１　≪地域体制強化共同支援加算≫ 2,000単位／月（月１回を限度）

拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談

支援事業所（障害児相談支援事業所を含む。）を中心に、月に１回、支援

困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、

情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

＊出典　厚生労働省　H30年3月　地域生活支援拠点について（初版）

＊２　1 特例介護とは

障がい福祉サービスの対象者であり、障がい福祉サービスの支給を申請した日から支給決定された日の前日までの間に、緊急・その他やむを得ない理由があり、障がい福祉サービス等が必要と市が判断した場合、障がい福祉サービス等※1 の利用ができます。

ただし、地域生活支援事業※2 は対象外です。

※1 障がい福祉サービス 居宅介護、生活介護、就労継続支援 A 型など ※2 地域生活支援事業 移動支援、日中短期入所、地域生活支援デイなど

2 特例介護給付費・特例訓練等給付費とは

特例介護でサービス提供を受けた場合、サービスにかかる費用は一旦全額利用者負担となります。特例介護給付費支給申請書等を提出することにより、自己負担分(総費用額の一割 もしくは、利用者負担上限月額)を差し引いた金額(特例介護給付費・特例訓練等給付費) を支給します。ただし、実費については支給の対象外です。

　出典：豊田市HP　特例介護給付費・特例訓練等給付費について（ご案内）

Q事業所が地域拠点事業所として登録していないと、お金が出ない？

・協定を結んでいないと請求できない加算がある。

Q・登録の基準

・加算のもらえる、もらえないが出ないように、各法人には間口を広め「どうぞ」と進めている。6ヶ月かけ事業の目的について法人などへ説明をしてきた。

（２）緊急対応について

Q、緊急時の対応について予算は？

東京都認定短期入所の事業がある。

・（知的）NPO東村山手をつなぐ親の会の鳩の家

・（身体）社会福祉法人いずみのあゆみの家

Q緊急時夜間の連絡の受付はどうする？

・基幹に携帯と、市の宿直につながる。課長にも連絡が入る。対応が必要な場合には市役所に行ってでも確認する。

Q日中活動事業所に連絡することは？

・各事業所の携帯電話は聞いていない。

・市の独自事業と日中一時支援と東京都　（小平は、あおぞらとたいよう）

Q夜間の個人情報の管理はどうしてる？

・夜間でも市や基幹が確認できるよう努めている。

（３）駆け付け支援について

Q短期入所・通所などにもお金がかかるが、移動支援などへ追加でのお金をつけているのか？

・独自の上乗せはない。

例）緊急時まず、短期入所使う。ずっと続くわけではないので、指定特定相談支援事業所の対応にする。

Q日中活動の支援員にしかなじまない人もいると思うが。

・駆けつけ支援員（いつもの支援員にしてもらいたい）がどうしてる？

駆けつけに関しては、市内のほとんどの法人と協定を結んでいる。

・一回病院を通せば、地域移行の制度が使える（福祉サービスの利用が無い時の対応）

（４）協議会等のネットワークづくり

ワーキングではほぼ毎月話し合いを行う。立ち上がってからは１、事例検討会を行い、２、今後のあり方について

Q当事者の介入は？

協議会（各団体の長が入っている）と、計画の部会（各団体の長が参加）が両輪で関わっている。会議体で決めたことが、すぐにそれぞれの分野に伝わる。

Q基幹を地域圏域として、小平と、東村山と一緒にしていくことについてはどうか。

相談支援は対象者が多い。地域事情も異なるので、各市であったほうがいいと思う。各機能を担っているのでハブ機能があればいい。

⑤基幹相談支援の事業所、予算について

当市では、協議会から、基幹相談支援センターは委託、社協が担うべきであると意見をいただいた。

⑥拠点の対象者について

Q拠点対象者は名前を挙げているか？

挙げていない。実際に拠点の支援が必要となった状況、経過を踏まえて、認定されてから、受給者証に反映される。

Q・地域定着で対象者にする考え方は？

その人によって、一番いいやり方は何かというところを主体で考えている。

東村山市の課題

・人材育成（専門性の構築）

・人材確保

・指定特定の事業所などへの周知。

**３　今後の進め方　（参加者のみなさんより）**

・地域生活支援拠点部会、ワーキングなどの話合いの場を作っていくことを目指してはどうか。

・精神の方は環境と生活リズムを整える必要がある。

・当事者や家族の発言の場を作っていくべき　面的整備に向けて、東村山市をモデルとして有力な参考。今後も情報を出してもらいながら具体的に始めていくことが当然必要。

・駆けつけ支援についても、方法の追求を考えていければよい。

・市の方向性を考えて始められることからしてみてはどうか。

・11月には、小平市はこう考えている。というところを話してほしい。今後の方向性を話してもらってもいいと思う。

・就労支援センターの立場からは、緊急対応、地域とのつながりの機会を作りながら進めていくことは大切。つながっている人が少ないので今からあったほうがよい。

・令和３年度の途中でもいいので。期限を決めてやってもよいと思う。

地域部会では、東村山市の地域生活支援部会にも参加している、社会福祉法人未来や社会福祉法人六三四との情報共有や参加者の方からの意見を踏まえて、小障連、親の会との連携も図りながら、小平市の地域生活支援拠点の整備に向けて、話し合う機会も予定していきます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上